# 東広島市農業委員会令和2年6月(第6回)総会議事録

1 開催日時 令和2年6月30日(火) 午前10時から11時15分まで

2 開催場所 広島中央農協会議棟2階会議室

3 出席委員 23人

# 本議席番号順

| 番号 | 氏 名    | 番号 | 氏 名     | 番号 | 氏 名     |
|----|--------|----|---------|----|---------|
| 1  | 三見昌嗣   | 2  | 木原 省五   | 3  | 清 水 寿 昭 |
| 4  | 窪田 恒治  | 5  | 台川 洋子   | 6  | 小倉 亜紗美  |
| 7  | 岡土居 正弘 | 9  | 大月 みどり  | 10 | 岡本義則    |
| 11 | 黒川 克輝  | 12 | 荒 谷 義 憲 | 13 | 住 井 正美  |
| 14 | 古川 國昭  | 15 | 原 茂正    | 16 | 吉高 信夫   |
| 17 | 長 原 毅  | 18 | 在間輝昭    | 19 | 仲 伏 英 雄 |
| 20 | 杉本 源藏  | 21 | 脇 坂 俊 之 | 22 | 髙尾 昭臣   |
| 23 | 古川 みどり | 24 | 瀬戸則昭    |    |         |

# 4 欠席委員 1人

| 番号 | 氏  | 名   |
|----|----|-----|
| 8  | 古本 | 啓 之 |

- 5 傍聴人 なし
- 6 議事録署名者

議長(会長) 3番 清水 寿昭 委員 4番 窪田 恒治 委員

- 7 次第
- (1) 開会
- (2) 議事録署名者指名
- (3) 会期の決定
- (4) 議案

議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について 議案第32号 民事執行法における農地等の売却に伴う買受適格証明(農地法第3条関係) に対する処分決定について 議案第33号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第34号 農地法第5条の規定による許可申請について

# (5) 報告

報告第19号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分について 報告第20号 法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について

- (6) その他
  - (1) 担当地域について
  - (2) 農地パトロールについて

# (7) 閉会

# 8 出席者

(農業委員会事務局職員)

 事務局長
 本 越 秀 己

 局長補佐
 大 下 宏 治

 農地保全係長
 定 井 芳 紀

 農地保全係主査
 佐々木 照 之

 農地係主査
 津 山 隆 之

 農地保主任
 和 田 麻依子

 農地保全係主任主事
 髙 橋 久 雄

生活環境部豊栄支所地域振興課主任主事 岡本 美由紀 生活環境部河内支所地域振興課主査 木 村 ゆかり 生活環境部安芸津支所地域振興課主査 林 越 貴 良 議 長 これより6月総会を開会いたします。

在任委員数の24人中23名の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく定足数に達しており、会議は成立しております。

次に、日程第1の議事録署名者を指名いたします。

東広島市農業委員会会議規則第34条第2項の規定により、3番の清水委員さん、4番の窪田委員さんを指名いたします。

次に、日程第2の会期の決定についてお諮りいたします。

会期は、令和2年6月30日1日限りとしてよろしいでしょうか。

#### < 異議なし >

### 議長

それでは、会期は令和2年6月30日1日限りといたします。

これより次第3の議案審議に入ります。

まず、議案第31号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。

事務局の説明を求めます。

#### 和田主任

議長、事務局和田です。

それでは、総会議案の1ページをごらんください。

議案第31号について説明いたします。

今月は8件の申請がありました。内訳は4ページをごらんください。

田14筆、8,620㎡、畑12筆、4,331㎡、合計26筆、12,951㎡です。

内容については、座って説明させていただきます。

それでは、57-1について説明します。

経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、 必要な農機具も保有されています。

続いて、58-2でございます。

経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な 農機具も保有されています。

続いて、59-3でございます。

親族間の贈与により、所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、必要な 農機具も保有されています。

続いて、60-4でございます。

経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、 必要な農機具も保有されています。

続いて、61-5です。

経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人は●●に居住し、不動産業、造園業を営んでおられます。●●において父が所有する農地で耕作に従事していましたが、水や空気がきれいで、大規模に営農のできる農地を取得したいと考え、本申請地で農業の規模拡大を図るものです。主に水稲を作付し、その他果樹を栽培する予定です。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。

続いて、62-6でございます。

新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は●●歳の方で、自然豊かな場所での農業に関心があり、空き家付き農地を探していたところ、農地も居宅近隣にあり、管理もしやすく、条件がよいため、当地で新規就農を決めたものです。受人は水稲を作付予定で、その他日当たりのよい農地では梅などの果樹やジャガイモを作付する予定です。農機具については近隣の知人に借り、営農指導も受ける予定です。下限面積については、令和元年7月総会において空き家に附属する農地の別段面積の設定をされており、東広島市の下限面積を満たします。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。

続いて、63-7でございます。

経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、必要な 農機具も保有されています。

続いて、64-8でございます。

経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な

| ±n m → <i>H</i> | 典機用すれています   |
|-----------------|---|
| 和田主任            | 農機具も保有されています。   |
|                 | 以上、8件の申請につきましては、周辺地域における効率的、総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないと判断しております。                                    |
|                 | と生しるわてれがないと判断しております。   以上で説明を終わります。   |
| 業 目             | 事務局からの説明が終わりました。  |
| 議長              | 担当地区の委員さんから補足説明があればお願いいたします。  |
|                 | 担当地区の安貞さんがら補足成例があればお願いいったしまり。   |
| 議長              | ないようですので、これより質疑に入ります。   |
| 成 以             | - ないようくすのと、これより負無に入りよす。<br>- ご質問、ご意見等がありましたらご発言ください。  |
|                 | なお、ご発言は、挙手をして議席番号と氏名を告げ、議長の許可後にご発言いただきます  |
|                 | ようお願いいたします。   |
|                 | < なし >  |
|                 | - ご質問、ご意見がないようですので、それでは採決に入ります。   |
| PTX   X         | 議案第31号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」、許可する   |
|                 | ことに賛成の方の挙手を求めます。  |
|                 | < 全員挙手 >  |
| 議長              | 全員賛成ですので、議案第31号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定に   |
|                 | ついて」は、許可することと決定いたします。   |
|                 | 次に、議案第32号「民事執行法における農地等の売却に伴う買受適格証明(農地法第3条   |
|                 | 関係)に対する処分決定について」を上程いたします。   |
|                 | 事務局の説明を求めます。  |
| 和田主任            | 議長、事務局和田です。   |
|                 | それでは、説明を前に差替えのお願いがございます。  |
|                 | 総会議案の5ページ、6ページをお願いします。  |
|                 | 議案第32号、こちらのタイトルが民事執行法としているものが正しいものになっておりま   |
|                 | す。議案の内容について修正はございません。お手数をおかけいたしますが、差替えをお願   |
|                 | いいたします。   |
|                 | それでは、議案説明の前に買受適格証明について説明します。  |
|                 | 裁判所で競売にかかった農地や税務署などで公売にかかった農地を買い受けしようとする  |
|                 | 場合、その者が最高価買受申出人、いわゆる落札者となったとき、農地法の許可を受けることができる適格者であることを証明するものが必要となります。それが買受適格証明です。              |
|                 | 本議案では、申請人が買い受け適格を有するか、また今後申請人が落札者となり、農地法  |
|                 | 第3条の規定による許可申請があった場合、許可してよいかを審議していただくことになり   |
|                 | ます。審議の結果、許可相当として証明を受けた申請人が入札に参加し、落札者となった場   |
|                 | 日本 が、 番帳の相木、 計 所相当として証例を支げた平崩人が力にに参加し、 福札省となった物<br>日 合、農地法第3条の許可申請書を農業委員会に提出されます。 既に総会において許可相当で |
|                 | あると証明している案件ですので、事務局で専決し、申請人へ許可書を発行します。  |
|                 | 説明は以上です。  |
|                 | これから着席にて議案の説明をさせていただきます。  |
|                 | 議案第32号について説明いたします。  |
|                 | 民事執行法による農地等の競売に伴う買受適格証明の申請が1件ありました。   |
|                 | それでは、1-1について説明します。  |
|                 | 経営規模拡大のため、買い受けしようとするものです。申請人は、本の販売、配送業を営  |
|                 | む●●歳の方です。●●に農地を所有しており、収穫した米、大豆などは飲食店に出荷され   |
|                 | ています。申請地ではライ麦を作付け予定であり、同じく飲食店に出荷予定であり、茎につ   |
|                 | いてもストローとして加工し、出荷することを検討されています。受人には2人の労働力が   |
|                 | あり、必要な農機具も保有されています。   |
|                 | 以上、申請のあった1件につきましては、周辺地域における効率的、総合的な利用の確保  |
|                 | に支障を生じるおそれがないと判断しております。また、申請人が最高価買受申出人とな  |
|                 | り、農地法第3条の規定による許可申請があった場合、許可してよいか、あわせてご審議く   |
|                 | ださい。  |
|                 | 以上で説明を終わります。  |

| 議 長 事務局からの説別が終わりました。     担当地区の委員さんから補足説明があればお願いいたします。     く なし >     ないようですので、これより質疑に入ります。   |     |                                       |  |
|--|-----|---------------------------------------|--|
| 議  | 議   | 長                                     |  |
| 議 長 ないようですので、これより質疑に入ります。  |     |                                       | 担当地区の委員さんから補足説明があればお願いいたします。   |
| で質問、ご意見がないようですので、それでは採決に入ります。 ※素常2号「医薬剤がないようですので、それでは採決に入ります。 ※素常2号「医薬剤がないよける農地等の売却に伴う買受適格証明(農地法第3条関係) に対する処分決定について」、許可することに賛成の方の挙手を求めます。 く 全員費事 >  ※ 長 全員費取ですので、議案第2号「民事軟行法における農地等の売却に伴う買受適格証明(農地法第3条関係)に対する処分決定について」は、許可することに決定します。 次に、議案第33号「農地法第4条の規定による計可申請について」を上型いたします。 事務局の設明を求めます。  *   |     |                                       | < なし >   |
|  | 議   | 長                                     | ないようですので、これより質疑に入ります。  |
| 議 長 ご質問、ご意見がないようですので、それでは採決に入ります。  |     |                                       | ご質問、ご意見等がありましたらご発言をお願いいたします。   |
| 議案第32号「民事執行法における農地等の売却に伴う買受適格証明(農地法第3条関係) に対する処分決定について」、許可することに賛成の方の挙手を求めます。  < 全員等手 >  全員等手 >  全員管成ですので、議案第32号「民事執行法における農地等の売却に伴う買受適格証明(農地法第3条関係)に対する処分決定について」は、許可することに決定します。次に、議案第33号をお願いいたします。事務局の説明を求めます。  正表 事務局人下。  大 下 高長 糖 佐  それでは、本日札上配付で差替えをお願いいたしました資料の議案第33号をお願いいたします。農地法第4条の規定による許可申請でございます。上で、このたび、申請者は、本日札上配付で差替えをお願いいたしました資料の議案第33号をお願いいたします。実ず、申請者等15-1が一般住居への転用事業でございます。このたび、申請者は、無力・申請者の関地に居住をされておりましたけれども、平成30年の豪雨災害により住宅を被災され、現在は他の住宅で優任まいをされていらっしゃいます。このたび、申請者に新たな住宅を建築するために転用申請を出されたものでございます。本申請者は、概れ10ha以上の一団の農地区域内にある第1種農地で、本件は農地法施行規則第33条の第生項に規定する「住宅その他申請に係る上地の周辺の地域において居住する者の日常生活上れば、廃上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当するものでございます。本申請者は、今月26日付で農板農用地の除外がなされております。  |     |                                       | < なし >   |
| 議案第32号「民事執行法における農地等の売却に伴う買受適格証明(農地法第3条関係) に対する処分決定について」、許可することに賛成の方の挙手を求めます。  < 全員等手 >  全員等手 >  全員管成ですので、議案第32号「民事執行法における農地等の売却に伴う買受適格証明(農地法第3条関係)に対する処分決定について」は、許可することに決定します。次に、議案第33号をお願いいたします。事務局の説明を求めます。  正表 事務局人下。  大 下 高長 糖 佐  それでは、本日札上配付で差替えをお願いいたしました資料の議案第33号をお願いいたします。農地法第4条の規定による許可申請でございます。上で、このたび、申請者は、本日札上配付で差替えをお願いいたしました資料の議案第33号をお願いいたします。実ず、申請者等15-1が一般住居への転用事業でございます。このたび、申請者は、無力・申請者の関地に居住をされておりましたけれども、平成30年の豪雨災害により住宅を被災され、現在は他の住宅で優任まいをされていらっしゃいます。このたび、申請者に新たな住宅を建築するために転用申請を出されたものでございます。本申請者は、概れ10ha以上の一団の農地区域内にある第1種農地で、本件は農地法施行規則第33条の第生項に規定する「住宅その他申請に係る上地の周辺の地域において居住する者の日常生活上れば、廃上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当するものでございます。本申請者は、今月26日付で農板農用地の除外がなされております。  | 議   | 長                                     | ご質問、ご意見がないようですので、それでは採決に入ります。  |
| に対する処分決定について」、許可することに賛成の方の挙手を求めます。  < 全員挙手 >  ※ 企員対応ですので、譲案第32号「民事執行法における農地等の売却に伴う買受適格証明 (農地法第3条関係)に対する処分決定について」は、許可することに決定します。 次に、談案第33号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。 事務局の説明を求めます。  大 下   |     |                                       | -<br>- 議案第32号「民事執行法における農地等の売却に伴う買受適格証明(農地法第3条関係)   |
| <ul> <li>( 全員挙手 &gt; 全員賛成ですので、譲案第32号「民事執行法における農地等の売却に伴う買受適権部別(農地法第3条関係)に対する処分決定について」は、許可することに決定します。次に、譲案第33号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。事務局の説明を求めます。事務局では、本日机上配付で差替えをお願いいたしました資料の議案第33号をお願いいたします。農地法第4条の規定による許可申請でございます。座って説明いたします。まず、申請番号15-1が一般住居への転用事案でございます。中請者は、申請地の職地に居住を決ましたけれども、平成30年の豪雨災害により住宅を被災され、現在は他の住宅で仮住まいをされていらっしゃいます。このたび、申請時に新たな住宅を建築するために転用申請を出されたものでございます。本申請者は、積扱は10h以上の一団の農地区域内にある第1種農地で、本件は農地流行規則第33条の第4項に規定する「住宅その他申請に係る上地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当するのでございます。なお、本申請者は、今月26日付で農振農用地の除外がなされております。旅きまして、16-2と17-3につきましては申請者がそれぞれ異命とますけれども、隣接する農地に同一目的の範囲の案件でざいますの、一括で説明をさせていただきます。いずれも共同住宅への転用事案でござい高により継続にて営農することは困難となっているということで転用申請者に置きかえましても、高齢により継続にて営農するとは囚難となっているということでを和け申請者が提出されたものでございます。本中請時におきましては、これも今月の26日付で農援除外済みであり、開発行為の許可につきましては担当部局に申請書が提出さております。以上の3件につきまして、事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと認めるということを等から譲業を提出したものでございます。設明は以上でございます。</li> <li>議長 野務局からの説明が終わりました。担当地区の委員さんから補足説明があればお願いいたします。</li> <li>本 を と 、</li></ul>   |     |                                       |  |
| 議 長 全員賛成ですので、議案第32号「民事執行法における農地等の売却に伴う買受適格証明 (農地滋第3条関係)に対する処分決定について」は、許可することに決定します。 次に、議案第33号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。 事務局の説明を求めます。  |     |                                       |  |
| (農地法第3条関係)に対する処分決定について」は、許可することに決定します。 次に、議案第33号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。 事務局及明を求めます。  議長、事務局人下。 者れでは、本日机上配付で養替えをお願いいたしました資料の議案第33号をお願いいたします。 廃って説明いたします。 総会議案の8ページをお願いいたします。 まず、申請番号15-1 が一般住居への転用事案でございます。 中語者は、申請他の講地に居住をされておりましたけれども、平成30年の豪雨災害により 住宅を被災され、現在は他の住宅で仮住まいをされていらっしゃいます。このたび、申請時 に新たな住宅を建築するために転用申請を出されたものでございます。本申請者は、機ね 10か以上の一団の最地区域内にある第1種農地で、本件は農地法施行規則第33条の第4項に 規定する「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当するものでございます。 なお、本申請者は、今月26日付で農振農用地の除外がなされております。 なお、本申請者は、今月26日付で農振農用地の除外がなされております。 なお、本申請者は、今月26日付で農振農用地の除外がなされております。 なお、本申請者は、今月26日付で農振と用地の除外がなされております。 おお、本申請者に置きかえましても、高齢により継続して営農することに関係を出されているということで、それぞれよ同住宅として土地を活用したいということで転用申請を出されたものでございます。 いずれの申請者に置きかえましても、高齢により継続して営農することに知中請を出されたものでございます。 でおいまり設置された第1種農地でございます。本件は、農地法施行規則第33条の第4項一先ほどと同様に一に規定する例外として、第1種農地の不許可の例外に該当するものでございます。 なお、本申請時におきましては、これも今月の26日付で農振除外済みであり、開発行為の許可につきましては担当部局に申請書が提出されております。 以上の3件につきまして、東業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおされがないと認めるというと等から議案を提出したものでございます。 説明は以上でございます。 説明は以上でございます。 本がは、日本に対します。 でおいまのでは、日本に対します。 こさいまのでは、日本に対します。 こさいまのでは、日本に対しまれば、これに対します。 こさいまのでは、日本に対します。 こさいまのでは、日本に対します。 こさいまのでは、日本に対します。 こさいまのでは、日本に対します。 これまります。 こさいまのでは、日本に対します。 これまります。 こさいまのでは、日本に対しまります。 こさいまのでは、日本に対します。 こさいまのでは、日本に対します。 これまります。 こさいまりまります。 これまります。 これまります。 これまります。 これまります。 これまります。 これまりまります。 これまります。 これまりまります。 これまります。 これまります。 これまります。 これまりまります。 これまります。 これまります。 これまります。 これまりまります。 これまります。 これまりまります。 これまります。 これまります。 これまります。 これまります。 これまります。 これまります。 これまります。 これまります。 | 議   |                                       |  |
| 次に、議案第33号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。 議長、事務局大下。 それでは、本日机上配付で差替えをお願いいたしました資料の議案第33号をお願いいたします。農地法第4条の規定による許可申請でございます。 座って説明いたします。総会議案の8ページをお願いいたします。 宝ず、申請番号15-1が一般住居への毎用事業でございます。 申請者は、申請地の隣地に居住をされておりましたけれども、平成30年の豪雨災害により住宅を被災され、現在は他の住宅で仮住まいをされていらっしゃいます。このたび、申請時に新たな住宅を建築するために転用申請を出されたものでございます。本申請者は、概ね10ku以上の一団の農地区が内にある第1種農地で、本件は農地法施行規則第33条の第4項に規定するものでございます。 なお、本申請者は、今月26日付で農板農用地の除外がなされております。 統きまして、16-2と17-3につきましては申請者がそれぞれ異なりますけれども、隣接する場でにの転用事業でございます。 ・ たお、本申請者に優きかえましても、高齢により継続して営農することは困難となっているということで転用申請者に置きかえましても、高齢により継続して営農することは困難となっているということで、それぞれ共同住宅として土地を活用したいということで転用申請を出されたものでございます。本申請地につきましては、昭和35年から39年にかけて団体営圃場整備事業により設置された第1種農地でございます。こでいます。   | 时火  | K                                     |  |
| 大 ド  |     |                                       |  |
| 大 高 長 補 佐  |     |                                       |  |
| □ 長 補 佐 でれては、本日机上配付で差替えをお願いいたしました資料の議案第33号をお願いいたします。 農地法第4条の規定による許可申請でございます。 座って説明いたします。   | +   |                                       |  |
| す。農地法第4条の規定による許可申請でございます。 座って説明いたします。総会議案の8ページをお願いいたします。 まず、申請番号15-1が一般住居への転用事案でございます。 申請者は、申請地の隣地に居住をされておりましたけれども、平成30年の豪雨災害により住宅を被災され、現在は他の住宅で仮住まいをされていらっしゃいます。このたび、申請時に新たな住宅を建築するために転用申請を出されたものでございます。本申請者は、概ね10ha以上の一団の農地区域内にある第1種農地で、本件は農地法施行規則第33条の第4項に規定する「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」として、第1種機地の不許可の例外に該当するものでございます。 なお、本申請者は、今月26日付で農振農用地の除外がなされております。統きまして、16-2と17-3につきましては申請者がそれぞれ異なりますけれども、隣接する農地に同一目的の転用の案件ございます。一括で説明をさせていただきます。いずれの申請者に置きかえましても、高齢により継続して営農することは困難となっているということで、それぞれ共同住宅として土地を活用したいということで転用申請を出されたものでございます。本申請地につきましても、昭和35年から39年に対規則第33条の第4項一先ほどと同様に――に規定する例外として、第1種農地の不許可の例外に該当するものでございます。なお、本申請時におきましては、これも今月の26日付で農振除外済みであり、開発行為の許可につきましては担当部局に申請書が提出されております。 以上の3件につきまして、事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと認めるということ等から議案を提出したものでございます。説明は以上でございます。。 とおと う 事務局からの説明が終わりました。 担当地区の委員さんから補足説明があればお願いいたします。 く なし >   | 1 ' | •                                     | 724 4, 4 4, 4 7 1 0  |
| 座って説明いたします。 総会議案の8ページをお願いいたします。 まず、申請番号15-1が一般住居への転用事案でございます。 申請者は、申請地の隣地に居住をされておりましたけれども、平成30年の豪雨災害により住宅を被災され、現在は他の住宅で仮住まいをされていらっしゃいます。このたび、申請時に新たな住宅を建築するために転用申請を出されたものでございます。中請者は、現たするといに転加にある第1種農地で、本件は農地法施行規則第33条の第4項に規定する「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上叉は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当するものでございます。 なお、本申請者は、今月26日付で農振農用地の除外がなされております。 続きまして、16-2と17-3につきましては申請者がそれぞれ異なりますけれども、隣接する農地に同一目的の転用の案件ございます。 いずれの申請者に置きかえましても、高齢により継続して営農することは困難となっているということで、それぞれ共同住宅として土地を活用したいということで転用申請を出されたものでございます。本申請地につきましては、昭和35年から39年にかけて団体営圃場整備事業により設置された無いでさいます。本件は、展地法施行規則第33条の第4項一先ほどと同様に一に規定する例外として、第1種農地の不許可の例外に該当するものでございます。 なお、本申請時におきましては、これも今月の26日付で農振除外済みであり、開発行為の許可につきましては豊部局に申請書が提出されております。 以上の3件につきまして、事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと認めるということ等から議案を提出したものでございます。 説明は以上でございます。  ※ 長 事務局からの説明が終わりました。   | 何文  | 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 |  |
| 総会議案の8ページをお願いいたします。 まず、申請番号15-1が一般住居への転用事案でございます。 申請者は、申請地の隣地に居住をされておりましたけれども、平成30年の豪雨災害により住宅を被災され、現在は他の住宅で仮住まいをされていらっしゃいます。このたび、申請時に新たな住宅を建築するために転用申請を出されたものでございます。本申請者は、概ね10ha以上の一団の農地区域内にある第1種農地で、本件は農地法施行規則第33条の第4項に規定する「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当するものでございます。 なお、本申請者は、今月26日付で農振農用地の除外がなされております。統きまして、16-2と17-3につきましては申請者がそれぞれ異なりますけれども、隣接する農地に同一目的の転用の案件ございますので、一括で説明をさせていただきます。いずれも共同住宅への転用事案でございます。いずれの申請者に置きかえましても、高齢により継続して営農することは困難となっているということで、それぞれ共同住宅として土地を活用したいということで転用申請を出されたものでございます。本申請地につきましては、昭和35年から39年にかけて団体営画場整備事業により設置された第1種農地でございます。「会社の大きに規定する例外として、第1種農地の不許可の例外に該当するものでございます。なお、本申請時におきましては、これも今月の26日付で農振除外済みであり、開発行為の許可につきましては担当部局に申請書が提出されております。以上の3件につきましては、これも今月の26日付で農振除外済みであり、開発行為の許可につきましては担当部局に申請書が提出されております。以上の3件につきましては、これも今月の26日付で農振除外済みであり、開発行為の許可につきましては担当部局に申請書が提出されております。以上の3件につきましては担当部局に申請書が提出されております。以上の3件につきましては担当部局に申請書が提出されております。  該 長 事務局からの説明が終わりました。  |     |                                       |  |
| まず、申請番号15-1が一般住居への転用事案でございます。 申請者は、申請地の職地に居住をされておりましたけれども、平成30年の豪雨災害により住宅を被災され、現在は他の住宅で仮住まいをされていらっしゃいます。このたび、申請時に新たな住宅を建築するために転用申請を出されたものでございます。本申請者は、概ね10ha以上の一団の農地区域内にある第1種農地で、本件は農地法施行規則第33条の第4項に規定する「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当するものでございます。なお、本申請者は、今月26日付で農振農用地の除外がなされております。続きまして、16-2と17-3につきましては申請者がそれぞれ異なりますけれども、隣接する農地に同一目的の転用事案でございます。いずれも共同住宅への転用事案でございます。いずれの申請者に置きかえましても、高齢により継続して営農することは困難となっているということで、それぞれ共同住宅として土地を活用したいということで転用申請を出されたものでございます。本申請地につきましては、昭和35年から39年にかけて団体営圃場整備事業により設置された第1種農地でございます。本件は、農地法施行規則第33条の第4項一一先ほど目構に に規定する例外として、第1種農地の不許可の例外に該当するものでございます。なお、本申請時におきましては、これも今月の26日付で農振除外済みであり、開発行為の許可につきましては担当部局に申請書が提出されております。以上の3件につきましては、これも今月の26日付で農振除外済みであり、開発行為の許可につきましては担当部局に申請書が提出されております。 数別は以上でございます。   |     |                                       |  |
| 申請者は、申請地の隣地に居住をされておりましたけれども、平成30年の豪雨災害により<br>住宅を被災され、現在は他の住宅で仮住まいをされていらっしゃいます。このたび、申請時<br>に新たな住宅を建築するために転用申請を出されたものでございます。本申請者は、概ね<br>10ha以上の一団の農地区域内にある第1種農地で、本件は農地法施行規則第33条の第4項に<br>規定する「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業<br>務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」として、第1種農地の不許可の例外に該<br>当するものでございます。<br>なお、本申請者は、今月26日付で農振農用地の除外がなされております。<br>続きまして、16-2と17-3につきましては申請者がそれぞれ異なりますけれども、隣接<br>する農地に同一目的の転用の案件ございますので、一括で説明をさせていただきます。<br>いずれも共同住宅への転用事業でございます。<br>いずれの申請者に置きかえましても、高齢により継続して営農することは困難となっているということで、それぞれ共同住宅として土地を活用したいということで転用申請を出されたものでございます。本申請地につきましては、昭和35年から39年にかけて団体営圃場整備<br>事業により設置された第1種農地でございます。本件は、農地法施行規則第33条の第4項一<br>一先ほどと同様に――に規定する例外として、第1種農地の不許可の例外に該当するものでございます。<br>なお、本申請時におきましては、これも今月の26日付で農擬除外済みであり、開発行為の許可につきましては担当部局に申請書が提出されております。<br>以上の3件につきまして、事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を<br>生じるおそれがないと認めるということ等から議案を提出したものでございます。<br>説明は以上でございます。<br>・ 説明は以上でございます。<br>・ 説明は以上でございます。<br>・ 説明は以上でございます。<br>・ 記明に以上でございます。<br>・ ご覧用につき、これより質疑に入ります。<br>ご覧間、ご意見がないようですので、それでは採決に入ります。  |     |                                       | 1 - 11 |
| 住宅を被災され、現在は他の住宅で仮住まいをされていらっしゃいます。このたび、申請時に新たな住宅を建築するために転用申請を出されたものでございます。本申請者は、概ね 10ha以上の一団の農地区域内にある第1 種農地で、本件は農地法施行規則第33条の第4 項に 規定する「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」として、第1 種農地の不許可の例外に該当するものでございます。 なお、本申請者は、今月26日付で農振農用地の除外がなされております。 続きまして、16-2と17-3につきましては申請者がそれぞれ異なりますけれども、隣接する農地に同一目的の転用の案件ございますので、一括で説明をさせていただきます。 いずれも共同住宅への転用事案でございます。 いずれの申請者に置きかえましても、高齢により継続して営農することは困難となっているということで、それぞれ共同住宅として土地を活用したいということで転用申請を出されたものでございます。本申請地につきましては、昭和35年から39年にかけて団体管圃場整備事業により設置された第1種農地でございます。 よりと目様に――に規定する例外として、第1種農地の不許可の例外に該当するものでございます。 なお、本申請時におきましては、これも今月の26日付で農振除外済みであり、開発行為の許可につきましては担当部局に申請書が提出されております。 なお、本申請時におきましては、これも今月の26日付で農振除外済みであり、開発行為の許可につきましては担当部局に申請書が提出されております。 第一般に対します。 第一般に対しま |     |                                       | 7  |
| に新たな住宅を建築するために転用申請を出されたものでございます。本申請者は、概ね 10ha以上の一団の農地区域内にある第1種農地で、本件は農地法施行規則第33条の第4項に規定する「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当するものでございます。なお、本申請者は、今月26日付で農振農用地の除外がなされております。続きまして、16-2と17-3につきましては申請者がそれぞれ異なりますけれども、隣接する農地に同一目的の転用の案件ございます。一括で説明をさせていただきます。いずれも共同住宅への転用事案でございます。いずれも共同住宅への転用事案でございます。いずれの申請者に置きかえましても、高齢により継続して営農することは困難となっているということで、それぞれ共同住宅として土地を活用したいということで転用申請を出されたものでございます。本申請地につきましては、昭和35年から39年にかけて団体営圃場整備事業により設置された第1種農地でございます。本件は、農地法施行規則第33条の第4項一先ほどと同様に――に規定する例外として、第1種農地の不許可の例外に該当するものでございます。なお、本申請時におきましては、これも今月の26日付で農振除外済みであり、開発行為の許可につきましては担当部局に申請書が提出されております。以上の3件につきましては、これも今月の26日付で農振除外済みであり、開発行為の許可につきましては担当部局に申請書が提出されております。  まお、本申請時におきましては、これも今月の26日付で農振除外済みであり、開発行為の許可につきましては担当部局に申請書が提出されております。  なお、本申請時におきましては、これも今月の26日付で農振除外済みであり、開発行為の許可につきましては担当部局に申請書が提出されております。  まお、本申請申におります。  まお、本申請を出ていたがまます。  まお、本申請申におります。  まお、本申請申におります。  まお、本申請申におります。  まか、本申請申におります。  まお、本申請申におります。  まお、本申請申におります。  まお、本申請申におります。  まお、本申請申におりませに表します。  ままります。  ままります。 ままりまするものでございます。 ままります。ままります。ままります。 ままりまするものでございます。 ままります。ままります。 ままりまするよります。ままります。 ままりまります。ままります。 ままります。ままりますまります  |     |                                       |  |
| 10ha以上の一団の農地区域内にある第1種農地で、本件は農地法施行規則第33条の第4項に規定する「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当するものでございます。 なお、本申請者は、今月26日付で農振農用地の除外がなされております。 続きまして、16-2と17-3につきましては申請者がそれぞれ異なりますけれども、隣接する農地に同一目的の転用の案件ございます。 いずれも共同住宅への転用事案でございます。 いずれの申請者に置きかえましても、高齢により継続して営農することは困難となっているということで、それぞれ共同住宅として土地を活用したいということで転用申請を出されたものでございます。本申請地につきましては、昭和55年から39年にかけて団体営画場整備事業により設置された第1種農地でございます。本件は、農地法施行規則第33条の第4項一一先ほどと同様に一に規定する例外として、第1種農地の不許可の例外に該当するものでございます。 なお、本申請時におきましては、これも今月の26日付で農振除外済みであり、開発行為の許可につきましては担当部局に申請書が提出されております。 以上の3件につきまして、事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと認めるということ等から議案を提出したものでございます。説明は以上でございます。 業長事務局からの説明が終わりました。 本当地区の委員さんから補足説明があればお願いいたします。 ではいようですので、これより質疑に入ります。ご質問、ご意見等がありましたらご発言をお願いいたします。  |     |                                       |  |
| 規定する「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当するものでございます。 なお、本申請者は、今月26日付で農振農用地の除外がなされております。 続きまして、16-2と17-3につきましては申請者がそれぞれ異なりますけれども、隣接する農地に同一目的の転用の案件ございますので、一括で説明をさせていただきます。いずれも共同住宅への転用事業でございます。 いずれの申請者に置きかえましても、高齢により継続して営農することは困難となっているということで、それぞれ共同住宅として土地を活用したいということで転用申請を出されたものでございます。本申請地につきましては、昭和35年から39年にかけて団体営圃場整備事業により設置された第1種農地でございます。下はどと同様に一に規定する例外として、第1種農地の不許可の例外に該当するものでございます。 なお、本申請時におきましては、これも今月の26日付で農振除外済みであり、開発行為の許可につきましては担当部局に申請書が提出されております。以上の3件につきまして、事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと認めるということ等から議案を提出したものでございます。説明は以上でございます。  、以上の3件につきまして、事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと認めるということ等から議案を提出したものでございます。ご問は以上でございます。  ・ 本し シ  |     |                                       |  |
| 務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当するものでございます。なお、本申請者は、今月26日付で農振農用地の除外がなされております。続きまして、16-2と17-3につきましては申請者がそれぞれ異なりますけれども、隣接する農地に同一目的の転用の案件ございます。いずれも共同住宅への転用事案でございます。いずれの申請者に置きかえましても、高齢により継続して営農することは困難となっているということで、それぞれ共同住宅として土地を活用したいということで転用申請を出されたものでございます。本申請地につきましては、昭和35年から39年にかけて団体営圃場整備事業により設置された第1種農地でございます。本件は、農地法施行規則第33条の第4項一先ほどと同様に――に規定する例外として、第1種農地の不許可の例外に該当するものでございます。 なお、本申請時におきましては、これも今月の26日付で農振除外済みであり、開発行為の許可につきましては担当部局に申請書が提出されております。以上の3件につきましては、これも今月の26日付で農振除外済みであり、開発行為の許可につきましては担当部局に申請書が提出されております。  以上の3件につきまして、事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと認めるということ等から議案を提出したものでございます。説明は以上でございます。  、以上の3件に支障を生じるおそれがないと認めるということ等から議案を提出したものでございます。ご問は以上でございます。ご覧問、ご意見等がありました。  、なし >  、ない >  、質問、ご意見がないようですので、それでは採決に入ります。   |     |                                       |  |
| 当するものでございます。 なお、本申請者は、今月26日付で農振農用地の除外がなされております。 続きまして、16-2と17-3につきましては申請者がそれぞれ異なりますけれども、隣接する農地に同一目的の転用の案件ございますので、一括で説明をさせていただきます。 いずれも共同住宅への転用事案でございます。 いずれの申請者に置きかえましても、高齢により継続して営農することは困難となっているということで、それぞれ共同住宅として土地を活用したいということで転用申請を出されたものでございます。本申請地につきましては、昭和35年から39年にかけて団体営圃場整備事業により設置された第1種農地でございます。本件は、農地法施行規則第33条の第4項一一先ほどと同様に――に規定する例外として、第1種農地の不許可の例外に該当するものでございます。 なお、本申請時におきましては、これも今月の26日付で農振除外済みであり、開発行為の許可につきましては担当部局に申請書が提出されております。以上の3件につきまして、事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと認めるということ等から議案を提出したものでございます。説明は以上でございます。 説明は以上でございます。 まず局からの説明が終わりました。担当地区の委員さんから補足説明があればお願いいたします。 くなし >  ※ 長 ないようですので、これより質疑に入ります。 ご質問、ご意見等がありましたらご発言をお願いいたします。   |     |                                       |  |
| なお、本申請者は、今月26日付で農振農用地の除外がなされております。 続きまして、16-2と17-3につきましては申請者がそれぞれ異なりますけれども、隣接する農地に同一目的の転用の案件ございますので、一括で説明をさせていただきます。いずれの申請者に置きかえましても、高齢により継続して営農することは困難となっているということで、それぞれ共同住宅として土地を活用したいということで転用申請を出されたものでございます。本申請地につきましては、昭和35年から39年にかけて団体営圃場整備事業により設置された第1種農地でございます。本件は、農地法施行規則第33条の第4項一一先ほどと同様に――に規定する例外として、第1種農地の不許可の例外に該当するものでございます。なお、本申請時におきましては、これも今月の26日付で農振除外済みであり、開発行為の許可につきましては担当部局に申請書が提出されております。以上の3件につきまして、事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと認めるということ等から議案を提出したものでございます。説明は以上でございます。説明は以上でございます。 説明は以上でございます。   |     |                                       |  |
| 続きまして、16-2と17-3につきましては申請者がそれぞれ異なりますけれども、隣接する農地に同一目的の転用の案件ございますので、一括で説明をさせていただきます。いずれも共同住宅への転用事案でございます。いずれの申請者に置きかえましても、高齢により継続して営農することは困難となっているということで、それぞれ共同住宅として土地を活用したいということで転用申請を出されたものでございます。本申請地につきましては、昭和35年から39年にかけて団体営圃場整備事業により設置された第1種農地でございます。本件は、農地法施行規則第33条の第4項一一先ほどと同様に――に規定する例外として、第1種農地の不許可の例外に該当するものでございます。 なお、本申請時におきましては、これも今月の26日付で農振除外済みであり、開発行為の許可につきましては担当部局に申請書が提出されております。以上の3件につきまして、事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと認めるということ等から議案を提出したものでございます。説明は以上でございます。  「選問」とでございます。  「変問」、ご意見等がありました。 は当地区の委員さんから補足説明があればお願いいたします。  「変問」、ご意見等がありましたらご発言をお願いいたします。  「質問、ご意見等がありましたらご発言をお願いいたします。   |     |                                       |  |
| する農地に同一目的の転用の案件ございますので、一括で説明をさせていただきます。 いずれも共同住宅への転用事案でございます。 いずれの申請者に置きかえましても、高齢により継続して営農することは困難となっているということで、それぞれ共同住宅として土地を活用したいということで転用申請を出されたものでございます。本申請地につきましては、昭和35年から39年にかけて団体営圃場整備事業により設置された第1種農地でございます。本件は、農地法施行規則第33条の第4項一一先ほどと同様に――に規定する例外として、第1種農地の不許可の例外に該当するものでございます。 なお、本申請時におきましては、これも今月の26日付で農振除外済みであり、開発行為の許可につきましては担当部局に申請書が提出されております。 以上の3件につきまして、事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと認めるということ等から議案を提出したものでございます。説明は以上でございます。  「業務局からの説明が終わりました。担当地区の委員さんから補足説明があればお願いいたします。  本なし >  ・ なし >  ・ なし >  ・ なし >  ・ ご質問、ご意見等がありましたらご発言をお願いいたします。 ・ ご質問、ご意見等がありましたらご発言をお願いいたします。 ・ くなし >  ・ こでは探決に入ります。 ・ ご質問、ご意見がないようですので、それでは探決に入ります。 ・ ご質問、ご意見がないようですので、それでは探決に入ります。  |     |                                       |  |
| いずれも共同住宅への転用事案でございます。 いずれの申請者に置きかえましても、高齢により継続して営農することは困難となっているということで、それぞれ共同住宅として土地を活用したいということで転用申請を出されたものでございます。本申請地につきましては、昭和35年から39年にかけて団体営圃場整備事業により設置された第1種農地でございます。本件は、農地法施行規則第33条の第4項一一先ほどと同様に――に規定する例外として、第1種農地の不許可の例外に該当するものでございます。 なお、本申請時におきましては、これも今月の26日付で農振除外済みであり、開発行為の許可につきましては担当部局に申請書が提出されております。以上の3件につきまして、事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと認めるということ等から議案を提出したものでございます。説明は以上でございます。  議 長 事務局からの説明が終わりました。担当地区の委員さんから補足説明があればお願いいたします。  本なし >  議 長 ないようですので、これより質疑に入ります。ご質問、ご意見等がありましたらご発言をお願いいたします。  < なし >   |     |                                       |  |
| いずれの申請者に置きかえましても、高齢により継続して営農することは困難となっているということで、それぞれ共同住宅として土地を活用したいということで転用申請を出されたものでございます。本申請地につきましては、昭和35年から39年にかけて団体営圃場整備事業により設置された第1種農地でございます。本件は、農地法施行規則第33条の第4項一一先ほどと同様に――に規定する例外として、第1種農地の不許可の例外に該当するものでございます。なお、本申請時におきましては、これも今月の26日付で農振除外済みであり、開発行為の許可につきましては担当部局に申請書が提出されております。以上の3件につきまして、事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと認めるということ等から議案を提出したものでございます。説明は以上でございます。 説明は以上でございます。 とり とり おいようですので、これより質疑に入ります。 こ質問、ご意見等がありましたらご発言をお願いいたします。 くなし と  |     |                                       |  |
| るということで、それぞれ共同住宅として土地を活用したいということで転用申請を出されたものでございます。本申請地につきましては、昭和35年から39年にかけて団体営圃場整備事業により設置された第1種農地でございます。本件は、農地法施行規則第33条の第4項一一先ほどと同様に――に規定する例外として、第1種農地の不許可の例外に該当するものでございます。 なお、本申請時におきましては、これも今月の26日付で農振除外済みであり、開発行為の許可につきましては担当部局に申請書が提出されております。以上の3件につきまして、事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと認めるということ等から議案を提出したものでございます。説明は以上でございます。説明は以上でございます。   |     |                                       | 7  |
| たものでございます。本申請地につきましては、昭和35年から39年にかけて団体営圃場整備事業により設置された第1種農地でございます。本件は、農地法施行規則第33条の第4項――先ほどと同様に――に規定する例外として、第1種農地の不許可の例外に該当するものでございます。 なお、本申請時におきましては、これも今月の26日付で農振除外済みであり、開発行為の許可につきましては担当部局に申請書が提出されております。 以上の3件につきまして、事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと認めるということ等から議案を提出したものでございます。説明は以上でございます。   |     |                                       |  |
| 事業により設置された第1種農地でございます。本件は、農地法施行規則第33条の第4項――――――――――――――――――――――――――――――――――――  |     |                                       |  |
| <ul> <li>一先ほどと同様に──に規定する例外として、第1種農地の不許可の例外に該当するものでございます。         なお、本申請時におきましては、これも今月の26日付で農振除外済みであり、開発行為の許可につきましては担当部局に申請書が提出されております。         以上の3件につきまして、事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと認めるということ等から議案を提出したものでございます。         説明は以上でございます。         説明は以上でございます。         と 事務局からの説明が終わりました。         担当地区の委員さんから補足説明があればお願いいたします。         &lt; なし &gt;         &lt; なし &gt;         &lt; ご質問、ご意見等がありましたらご発言をお願いいたします。         &lt; なし &gt;</li> <li>議 長 ご質問、ご意見がないようですので、それでは採決に入ります。</li> </ul>  |     |                                       |  |
| <ul> <li>ございます。なお、本申請時におきましては、これも今月の26日付で農振除外済みであり、開発行為の許可につきましては担当部局に申請書が提出されております。以上の3件につきまして、事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと認めるということ等から議案を提出したものでございます。説明は以上でございます。</li> <li>議長事務局からの説明が終わりました。担当地区の委員さんから補足説明があればお願いいたします。</li> <li>くなし&gt;</li> <li>議長ないようですので、これより質疑に入ります。ご質問、ご意見等がありましたらご発言をお願いいたします。</li> <li>くなし&gt;</li> <li>議長ご質問、ご意見がないようですので、それでは採決に入ります。</li> </ul>   |     |                                       |  |
| なお、本申請時におきましては、これも今月の26日付で農振除外済みであり、開発行為の許可につきましては担当部局に申請書が提出されております。 以上の3件につきまして、事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと認めるということ等から議案を提出したものでございます。説明は以上でございます。 担当地区の委員さんから補足説明があればお願いいたします。   |     |                                       |  |
| <ul> <li>許可につきましては担当部局に申請書が提出されております。</li> <li>以上の3件につきまして、事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと認めるということ等から議案を提出したものでございます。</li> <li>説明は以上でございます。</li> <li>養事務局からの説明が終わりました。</li> <li>担当地区の委員さんから補足説明があればお願いいたします。</li> <li>くなし &gt;</li> <li>議長 ないようですので、これより質疑に入ります。</li> <li>ご質問、ご意見等がありましたらご発言をお願いいたします。</li> <li>くなし &gt;</li> <li>議長 ご質問、ご意見がないようですので、それでは採決に入ります。</li> </ul>   |     |                                       |  |
| 以上の3件につきまして、事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと認めるということ等から議案を提出したものでございます。説明は以上でございます。         議       事務局からの説明が終わりました。担当地区の委員さんから補足説明があればお願いいたします。         < なし >       ないようですので、これより質疑に入ります。ご質問、ご意見等がありましたらご発言をお願いいたします。         < なし >          議       長         ご質問、ご意見がないようですので、それでは採決に入ります。  |     |                                       |  |
| 生じるおそれがないと認めるということ等から議案を提出したものでございます。         説明は以上でございます。         議       事務局からの説明が終わりました。<br>担当地区の委員さんから補足説明があればお願いいたします。         く なし >         議       長         ないようですので、これより質疑に入ります。<br>ご質問、ご意見等がありましたらご発言をお願いいたします。         く なし >         議       長         ご質問、ご意見がないようですので、それでは採決に入ります。  |     |                                       |  |
| 説明は以上でございます。   |     |                                       |  |
| <ul> <li>議長事務局からの説明が終わりました。<br/>担当地区の委員さんから補足説明があればお願いいたします。</li> <li>はないようですので、これより質疑に入ります。<br/>ご質問、ご意見等がありましたらご発言をお願いいたします。</li> <li>はなし &gt;</li> <li>こ質問、ご意見がないようですので、それでは採決に入ります。</li> </ul>  |     |                                       |  |
| 担当地区の委員さんから補足説明があればお願いいたします。く なし >議 長 ないようですので、これより質疑に入ります。<br>ご質問、ご意見等がありましたらご発言をお願いいたします。く なし >議 長 ご質問、ご意見がないようですので、それでは採決に入ります。   |     |                                       |  |
| <ul><li>く なし &gt;</li><li>議 長 ないようですので、これより質疑に入ります。</li></ul>  | 議   | 長                                     |  |
| <ul><li>議 長 ないようですので、これより質疑に入ります。</li><li>ご質問、ご意見等がありましたらご発言をお願いいたします。</li><li>く なし &gt;</li><li>議 長 ご質問、ご意見がないようですので、それでは採決に入ります。</li></ul>   |     |                                       |  |
| ご質問、ご意見等がありましたらご発言をお願いいたします。 < なし >  |     |                                       | < なし >   |
| < なし >   | 議   | - <u>-</u>                            | ないようですので、これより質疑に入ります。  |
| 議 長 ご質問、ご意見がないようですので、それでは採決に入ります。  |     |                                       | ご質問、ご意見等がありましたらご発言をお願いいたします。   |
|  |     |                                       | < なし >   |
|  | 議   | 長                                     | ご質問、ご意見がないようですので、それでは採決に入ります。  |
|  |     | , ,                                   | 2 W 1  |

| 議長   | 3については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見 聴取の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに賛成の方  |
|------|--|
|      | の挙手を求めます。  |
|      | < 全員挙手 >   |
| 議長   | 全員賛成ですので、議案第33号「農地法第4条の規定による許可申請について」、8ページ、15-1から17-3については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見聴取の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに決定いたします。<br>次に、議案第34号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。<br>事務局の説明を求めます。   |
| 津山主査 | 議長、事務局津山。  |
|      | それでは、総会議案の9ページをごらんください。<br>議案第34号について説明します。<br>今月は53件の申請がありました。内訳につきましては、総会議案の22ページに記載のとお<br>りでございます。  |
|      | なお、資料の差替えがございます。総会議案の9ページ、10ページの表裏2枚について差  |
|      | 替えをお願いします。 事前に送付しました議案の10ページ、申請番号143-1、備考欄に農振農用地除外見込みと記載がありますけれども、議案作成後に農振農用地除外公告済みとなりましたので、公告日とともに記載を変更しております。また、今月も会議時間短縮のため、なるべく一括して説明できる案件はまとめて説明申し上げます。 なお、農振農用地や第1種農地であり、転用の不許可の例外に該当する案件につきましては例月どおり説明をさせていただきます。 それでは、座って説明させていただきます。 143-1について説明します。 第1種農地における社会福祉施設への転用事案です。受人は、●●で幼保連携型の認定こども園を運営している社会福祉法人です。現在、卒園生が地元小学校に通うケースが多く、こども園と放課後児童施設は約1.5km離れており、兄弟がいる家庭も多く、2カ所に迎えに行かなければならず、保護者の負担が大きいため1カ所に集約したいとの思いから未就学児と放課後児童を同時に預かれる施設を計画されたものです。申請地は、小学校からも近く、 |
|      | 正成株後允量を同時に頂がれる施設を計画されたものです。中間地は、小子校からも近く、通学路途中にあり、車の往来も激しくないことなどからこの場所を選定されています。申請地は、●●の北東360mに位置し、●●地区として昭和50年度から昭和60年度にかけて実施された団体営圃場整備事業により整備された第1種農地です。本件は、農地法施行規則第37条第1号「申請に係る農地を公益性の高いと認められる事業の用に供する場合」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。なお、建築許可の申請については、担当部局に提出されております。また、農振農用地からは令和2年6月26日付で除外済みです。続いて、144-2について説明します。第2種農地における庭敷への転用事案です。内容につきましては、議案のとおりでございます。  |
|      | 145-3から161-19は、同一事業者により関連しますので、一括して説明します。<br>第2種農地における11カ所の太陽光発電設備への転用事案です。内容につきましては、議<br>案のとおりでございます。<br>続きまして、162-20から168-26は関連しますので、一括して説明します。<br>第2種農地における4カ所の太陽光発電設備への転用事案です。内容につきましては、議<br>案のとおりでございます。<br>169-27について説明します。<br>第1種農地における一般住宅及び駐車場への転用事案です。受人は、●●に居住されています。現在譲渡人と同居されていますが、このたび実家に隣接する本申請地に住宅を建築するため、転用しようとするものです。申請地は●●の北西450mに位置する集団農地内の第<br>1種農地です。本件は、農地法施行規則第33条第4号「住宅その他申請に係る土地の周辺の   |

津山主査 地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるも の」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。 なお、建築許可の申請については、担当部局に提出されております。 170-28から172-30は同一案件ですので、一括して説明します。 第2種農地における資材置場への転用事案です。内容につきましては、議案のとおりでご ざいます。 173-31から179-37は同一案件ですので、一括して説明します。 残土処分場への一時転用事案です。受人は、●●に本店を置き、土木建築工事を行う会社 です。このたび、●●内の災害復旧工事で発生する残土を処分するとともに申請地のかさ上 げを行うことを目的として、本申請地を許可後3年間一時転用しようとするもので、工事完 了後は表土をかぶせ、畑として利用する計画です。申請地は、●●の北西1,200mに位置す る農振農用地または第2種農地です。 なお、土砂埋立行為に関する許可申請は、関係部局へ提出されております。 180-38から182-40について一括して説明します。 第2種農地における3つの太陽光発電設備への転用事案です。内容は、議案のとおりでご ざいます。 続いて、183-41について説明します。 第2種農地における建売住宅及び駐車場への転用事案です。内容は、議案のとおりでござ います。 184-42について説明します。 第2種農地における一般住宅及び駐車場への転用事案です。内容は、議案のとおりでござ います。 185-43から187-45は同一案件ですので、一括して説明します。 第2種農地における共同住宅への転用事案です。内容は、議案のとおりでございます。 188-46について説明します。 第3種農地における資材置場への転用事案です。内容は、議案のとおりでございます。 189-47、190-48は同一案件ですので、一括して説明します。 第2種農地における建売住宅及び駐車場への転用事案です。内容は、議案のとおりでござ います。 191-49、192-50は同一案件ですので、一括して説明します。 第2種農地における資材置場への転用事案です。内容は、議案のとおりでございます。 193-51から195-53は一括して説明します。 第2種農地における2つの太陽光発電設備への転用事案です。内容は、議案のとおりでご ざいます。 以上の53件について、いずれも事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支 障を生じるおそれがないと認められることから、許可要件を満たしていると考えます。上程 議案中、番号143-1、169-27、173-31から179-37、191-49、192-50については、農業 委員会ネットワーク機構に意見聴取後、異議がなければ許可とし、それ以外は意見聴取の対 象外であることから許可してよいか、あわせてご審議をお願いします。 議 長 事務局からの説明が終わりました。 担当地区の委員さんより必要があれば補足説明をお願いいたします。 ないようですので、これより質疑に入ります。 議 長 ご質問、ご意見がありましたら発言をお願いいたします。 古川みどり 23番古川です。権利のところで、貸借権設定と所有権移転と地上権設定だと思うんですけ 員 ども、地上権設定って初めて聞く言葉ですが、賃借権設定とどう違うんでしょうか。 津山主香 議長、事務局津山。 一般的には賃借権設定というものがよく見られる設定なんですが、地上権設定というもの になりますと、その土地に対する地上、それから地下も含めた権利設定になるということ で、ここの議案で申し上げますと、受人側が太陽光関連設備を別の事業者へ所有者さんの同

意なしに譲り渡すといったようなことが可能になりますので、地上権設定のほうがやや受人

| 津山主査               | のほうに強い権限が与えられた権利になります。ですので、地上権設定の場合は、所有者さ   |
|--------------------|---|
|                    | んが権利の内容について理解の上、設定されているかどうかというのは確認をとるように普   |
| 古川みどり              | 段から心がけております。そういった違いがあります。<br>  分かりました。  |
| 古川みとり<br>  委   員   | がからました。   |
| <u> </u>           | < なし >  |
| 古川國昭               | 14番の古川です。173-31以降に残土処分場で使用賃借権設定の項目がたくさんあります   |
| 委員                 | ね。あれは地図を見ても災害復旧用の残土処分場というふうに考えますが、私の地区でちょ   |
|                    | うど同じ案件で現場事務所と残土処分場、資材置き場等を賃借したのですが、場所が私の家   |
|                    | の真ん前なので、支所のほうに相談したら、災害復旧に関係したこういう転用申請は要りま   |
|                    | せんよと回答がありました。転用申請が要る場合と要らない場合があるのですか。   |
| 津山主査               | 災害の復旧に関する転用につきましては、県、それから市、それからJRといったような  |
|                    | 機関が発注をするような事業につきましては許可が不要であるということは農地法のほうに   |
|                    | 規定がございまして、本申請につきましては市の発注という工事ではないということで通常   |
|                    | どおり手続をとっていただいているものということになります。ですので、災害復旧の残土   |
|                    | も入りながら、その他の残土も入れることは可能になっている申請でございます。   |
|                    |   |
| 古川國昭               | はい、分かりました。  |
| 委 <u>員</u>   古川みどり | 私は3年ぶりにこの総会に帰ってきたものですから何かあれっていうことが沢山ありま   |
| 委                  | す。その中の一つが議案の順番です。前は西条町から始まって安芸津町で終わっていまし  |
| 女                  | ケ。との中の  |
|                    | た。 / 日の殿来は同かはりはりによっていて、 / 0日/11女員とんの品を聞いて職業を示しま   したが、結局わからなくて、町ごとで順番になっていたら探しやすいのですが、どういう基 |
|                    | 準で順番になっているのでしょうか。   |
| 津山主査               | 受付順で、番号をつけるもので今もそれは変わっておりませんが、以前のシステムは町ご  |
|                    | とに自動的に並べかえて抽出するシステムだったのですけれども、今のシステムでは受付順   |
|                    | でそのまま番号を抽出しますのでシステムの違いです。受付順で一旦番号を振っているのは   |
|                    | 以前と同じです。  |
| 古川みどり              | それって前のやり方では不具合があったので、受付順になったのですか。   |
| 委員                 |   |
| 津 山 主 査            | いえ、不具合ではなくて全国で同じシステムを使いましょうということで新しいシステム  |
|                    | を使っております。そのシステムを使うと受付順でそのまま番号を抽出することになるとい   |
| +1117, 1810        | うことでございます。  |
| 古川みどり<br>  委 員     | 分りました。  |
| 住井委員               |   |
| 正 开 安 貝            | もう  |
| 津山主査               | 書類の中で確認できないことにつきましては、事務局のほうで事業者のほうへ確認をとっ  |
|                    | ておりまして、今月の東京の事業者につきましても全国に事業者が従業員を配置している  |
|                    | と、近隣でも事業をやっているということで、保守体制というのは整えておりますというこ   |
|                    | とは伺っております。  |
| 住井委員               | 太陽光の事業者は廃棄処理するのにお金がかかるので、そのまま放置するということを聞  |
|                    | いているのですが、その点は大丈夫ですか。  |
| 津山主査               | 経済産業省の認定を受ける際に撤去までの費用を見込んで認定させているということでご  |
|                    | ざいますので、撤去につきましてはそこで担保されているというふうに考えております。  |
| 住井委員               | 分かりました。   |
| 議長                 | ほかに質問等はありますか。   |
| ~7v ~~             | < xl >  |
| 議長                 | それでは、採決に入ります。   |
|                    | 議案第34号「農地法第5条の規定による許可申請について」のうち、10ページの143-1   |

| 議長         | から15ページの169-27、16ページの173-31から18ページの179-37、21ページの191-49と<br>192-50については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の<br>上、意見聴取の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可すること |
|------------|---|
|            | に、また意見聴取の対象外については本総会において許可することに賛成の方の挙手を求め   |
|            | ます。   |
| <b>注</b> 目 | < 多数挙手 > ※安笠24日「曹地辻笠5冬の担宅による新司中誌について」のるよ  |
| 議長         | 挙手多数ですので、議案第34号「農地法第5条の規定による許可申請について」のうち、<br>  10ページの143-1、15ページの169-27、16ページの173-31から18ページの179-37、21ペ  |
|            | 10  |
|            | に意見聴取の上、意見聴取の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許   |
|            | 可することに、また意見聴取の対象外については許可することに決定いたします。   |
| 議長         | 続いて、日程第4の報告事項に入ります。   |
|            | 報告事項19号から20号について事務局の説明を求めます。  |
| 大 下        | 議長、事務局大下。   |
| 局長補佐       | それでは、報告第19号及び第20号を一括してご報告いたします。   |
|            | 座って説明させていただきます。<br>報告の1ページをお願いいたします。  |
|            | 報音の1ペーンをお願いいたします。<br>  報告第19号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分についてでご  |
|            | 一般日知13万辰地伝第3条第1条第1条97万000000000000000000000000000000000000  |
|            | 2ページ、3ページをお願いいたします。   |
|            | 市街化区域内の農地転用につきましては、あらかじめ農業委員会に届け出ることによりま  |
|            | して許可が不要となるもので、今月は7件の届け出を受理いたしました。   |
|            | 続いて、4ページをお願いいたします。  |
|            | 報告第20号法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答についてでございま  |
|            | す。<br>5ページから7ページをお願いいたします。  |
|            | 300 000000000000000000000000000000000   |
|            | した。これにつきましては、その地区担当委員さんと現地調査を行いまして、その結果、そ   |
|            | の全てを非農地と回答しております。   |
|            | 報告は以上でございます。  |
| 議長         | 次に、日程第5のその他に入ります。   |
|            | 事務局からありましたらお願いします。  |
| 髙尾委員       | 報告第20号の88-1は私の担当地域なのですが、いつ頃現地調査を行われたのですか。6  |
|            | 月以降でしたら私が担当ではないのですか。  |
| 大 下        | 現地確認は各担当の農業委員さんにお願いしておりまして、済みません、88-1がいつ調   |
| 局長補佐       | 査したかというのは手元に資料がないんですが、前回の5月の予定で、13日から6月10日ま   |
|            | での期間の間に現地調査等を行ったものをここに報告させていただいており、前委員さんに   |
| <b>立日</b>  | お願いしております。  |
| 高尾委員       | はい、分かりました。  |
| 古川國昭       | 14番の古川です。今回は95-8 について事務局の方と私とで行ってみましたが、実は何年  <br>  か前に調査に行っとるんです。担当の人にどうなっているのかと言ったら、そのときに出し  |
| 女          | からに調査に行うとるんとす。12mの人にとりなりといるのかと言うため、そのとさに由し<br>  た原本をなくしたので法務局から照会があり調査をお願いしましたとのことでした。なくさ   |
|            | れたら何回も行こうかどうかという話です。ペナルティーがないのか。いかがお考えです  |
|            | か。  |
| 大 下        | 議長、事務局大下。   |
| 局長補佐       | 法務局に登記の地目変更の申請を出されますと、通常農地の地目であれば転用許可をとって   |
|            | いるかどうかというのが一つの判断基準として地目変更をかけられるそうなんですが、許可   |
|            | 書の写しを持ってこられない方がいらっしゃって、その方の許可書がない場合は事務的に、   |
|            | 自動的に農業委員会に照会されるという手続になっておるそうです。そうしますと、実際に  <br>  は過去に転用の許可をとっていらっしゃるにもかかわらず手元にないので、そのまま手ぶら  |
| 1          | は週五にサネイハロツロlワセにラくピワフレヤ幼にもルサルサイノウタサナルにはピツノし、てツスまナかり  |

# 大 下 局長補佐

で法務局に来られて農業委員会に許可の有無等についての照会が来るんですが、そういった 経緯が何件か出ておりまして、法務局に対しては口頭でお願いはあるんですが、地目変更等 の申請に来られた方がいらっしゃって、許可書を持っていらっしゃらない方がいれば、農業 委員会に問い合わせていただければ許可証明が出せるので、許可を過去に出している方についてはそれでその許可証明をつけて登記官のもとに行かれたら農業委員会に対する照会は来なくなるので、そのようにお願いできないかということは申し入れてはおりますけども、申請時には許可書を添付していないのでどうしても照会が来てしまうということになっているものでございます。許可書はご本人さんが持っているはずのものですが、古いものをなくされたときには手元にないという状態になるので、農業委員会にお越しいただければ、許可した履歴があれば許可証明のほうをお出しできます。それを持って登記に行かれた場合は農業委員会に問い合わせをする必要がないので、許可を持っていらっしゃるわけですから、転用しているということで、地目が自動的に変わっているというふうに伺っております。許可書をなくした方などが法務局に行かれたら、法務局は許可書を持って、添付していないということで自動的に農業委員会に、照会が来ているというのが実態になります。

# 古川國昭委 員

はい、分かりました。

#### 議 長

次に、日程第5のその他に入ります。

事務局からありましたらお願いいたします。

# 定井農地保全係長

それでは、その他ですけれども、本日お配りしております資料の1、担当委員の地区割り とある資料をごらんください。

先日6月16日から18日にかけまして開催いたしました全体研修会において、各地区における農業委員さんと推進委員さんの地区割りをご協議いただきましたので、その内容を資料の1に掲載しております。内容のほうをご確認いただきまして、もし誤り等がございましたら事務局のほうへご連絡いただければと思います。

続いて、農地パトロールについてでございます。

資料はございませんけれども、今年度の農地パトロールの説明会を来る7月16日に開催する予定としております。開催場所は、ここの広島中央農協さんの会議棟で行われる予定でございます。当日は、午前と午後に分けて開催する予定ですけれども、午前中に西条、八本松、志和、高屋、それから午後から黒瀬、福富、豊栄、河内、安芸津地区を対象に開催する予定でございます。今週中には案内文書を送付させていただきますので、ご出席いただきますようお願いいたします。

それから、最後に国勢調査の調査委員さんの募集についてでございます。

お配りしております国勢調査委員募集中とある資料をごらんください。

これは、市の情報政策センターからのお願いでございます。本年の10月1日を基準日として5年に1度の国勢調査が行われることになっておりますけれども、現在市全体で調査委員が不足しているという状況でございます。もし、皆さんの周りに、ご近所さんで調査委員をやってもいいよというような方がいらっしゃいましたら、ここにお配りしております資料で調査委員さんの登録画面にご記入いただく欄がありますけれども、登録することで改めてご紹介をいただければと思います。詳細につきましては、ホームページの下に問い合わせ先、情報政策課の連絡先が記載されておりますので、ご協力いただければと思います。

報告は以上でございます。

#### 議 長

ほかに委員の皆様から何かございましたらお願いいたします。

# 吉 高 委 員

初歩的な質問なんですが、農地の賃借についてお聞きします。年齢的な面でもう数年後にはつくれないというようなことをおっしゃる方がおられるんですが、その時には農業委員会のほうに相談されたらどうですかということをご案内したことがあるんですが、その時に、農地を返してもらいたいときになかなか難しくなるんじゃないんというようなことをおっしゃっていて、それはできないなということがあったんです。契約を結べば、大体は、常識的には1年後か2年後かはわからないんですが、そのぐらいのスパンで相手から返してもらうというようなことは可能でしょうか。

| 定井農地保全係長 | 農地の貸し借りにつきましては、機構法で利用権の設定というのがございます。この利用<br>権の設定については、農業委員会の総会に諮って決定するものでございますけれども、期間 |
|----------|---|
|          | を定めて設定いたしますので、その期間を満了いたしますと農地はご本人さんのもとに必ず   |
|          | 返ってくるという流れになっております。続けて更新、引き続きまた貸し続けたいというよ   |
|          | うなことであれば更新することはできますので、もし農地の貸し借りをご検討されているに   |
|          | 方につきましては利用権の設定をご検討いただければと思います。  |
| 岡土居      | 7番の岡土居です。委員名簿をもらったのですが、フリガナが打ってないので読み方がわ  |
| 委 員      | かりません。名前の読み方を間違ったら大変失礼なので仮名を振ったものを配っていただけ   |
|          | ないでしょうか。  |
| 議長       | わかりました。事務局で作成してもらいます。   |
| 議長       | ほかにないようですので、委員の皆様には長時間にわたりご審議、まことにありがとうご  |
|          | ざいました。  |
|          | 次回7月総会について大月会長職務代理者から報告いたします。   |
| 大 月      | 失礼いたします。次回7月総会は、7月30日火曜日、午前10時より予定しております。   |
| 職務代理者    | なお、会場につきましては、今のところ未定でございますので、総会の1週間を控える前  |
|          | に総会資料が配付されるその資料の中に明記、記載しておきますので、その前にご確認くだ   |
|          | さい。   |
|          | 以上です。   |
| 議長       | ありがとうございました。  |
|          | 以上で6月総会を閉会いたします。  |

| 議事録署名者 | 議長 |  |
|--------|----|--|
| 議事録署名者 | 委員 |  |
| 議事録署名者 | 委員 |  |

議長(会長) 3番 清水 寿昭 委員 4番 窪田 恒治 委員